

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第16号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年香川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第2条</u>に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(5) <u>第2条</u>に規定する職員のうち、定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）第2条第1項若しくは第2項の規定による定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）又は産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）第3条第1項若しくは第2項の規定による産業教育手当（以下「産業教育手当」という。）を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育又は農業若しくは水産に係る産業教育に従事するもの その者の属する職務の級及びその者の</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前条第2号に掲げる校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあってはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、条例第2条に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前条</u>に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(5) <u>前条</u>に規定する職員のうち、定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）第2条第1項若しくは第2項の規定による定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）又は産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）第3条第1項若しくは第2項の規定による産業教育手当（以下「産業教育手当」という。）を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育又は農業若しくは水産に係る産業教育に従事するもの その者の属する職務の級及びその者の受け</p>

受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）

(6) 第2条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）

(7) 第2条に規定する職員で特別支援学校の幼稚部に勤務するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

る号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）

(6) 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）

(7) 前条に規定する職員で特別支援学校の幼稚部に勤務するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。